

中項目における現状と課題、施策の方向について

中項目	現状と課題	施策の方向	小項目
Ⅰ 全てのこどもが持つ権利の保障			
1 こどもが権利の主体であることの社会全体での理解促進	・こどもの権利条約を踏まえ「こども大綱」で示された、こどもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、県民に対し、こどもが権利の主体であることの理解を促進していくことが必要	○こどもが権利の主体であることの理解促進に向けた広報・啓発の推進 ○こどもの育ちに携わるおとなやこども自らが、こどもの権利について学ぶための取組を推進	(小項目なし)
2 こどもの意見表明とその尊重	・こども基本法の制定により、県はこども施策の策定・実施等にあたり、こどもの意見の反映について必要な措置をとることが義務化 ・児童福祉法改正により、児童相談所等におけるこどもの意見聴取措置が義務化。こどもの権利擁護に係る環境の整備が必要	○こどもや保護者の意見をこども施策に反映させる仕組みづくりを推進 ○施設入所等のこどもが意見を表明しやすい環境・体制を整備	(小項目なし)

Ⅱ 成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り拓く人財の応援

1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療等の提供	・将来の妊娠を考慮した思春期からの健康管理、また、妊産婦が安全な出産をするための支援が重要 ・高リスク妊婦が、安心して出産できる周産期医療体制の整備を引き続き行うことが必要 ・こどもの健やかな成長のため、疾病の早期把握・早期対応が必要 ・慢性疾病や難病を抱えるこどもと家族は長期間にわたり困難な状況	・妊娠・出産に関する正しい知識の啓発や相談・支援を推進 ・リスクの高い妊産婦が安心して出産するための周産期医療体制の充実 ・乳幼児の疾病等の早期把握及び適切な医療・療育につなぐための体制整備 ・慢性疾病や難病を抱えるこどもや家族の経済的・精神的負担軽減のための取組の推進	①妊娠前からの出産に向けた支援
			②妊産婦等への保健医療施策の充実
			③小児医療・乳幼児保健対策の充実
			④慢性疾病・難病を抱えるこどもへの支援
2 幼児教育・保育の充実	・生涯にわたる人格形成の基礎が培われる乳幼児期において、質の高い幼児教育・保育を提供できる環境の充実を図ることが必要	○質の高い幼児教育・保育の提供体制の推進	(小項目なし)
3 こどもの生きる力の育成	・急激に変化する社会の中で、自分で課題を見つけ、考え、主体的に判断し、適切に課題を解決する能力の育成が必要 ・県民意識調査では、道徳、人権等、児童生徒の心を豊かにするための教育へ高いニーズ ・「生きる力」の基礎を育む食について、栄養摂取の偏りや食習慣の乱れと、これに起因する生活習慣病等の健康課題 ・こどもの成長に関わる学校において、様々な課題が複雑化・多様化	・学力向上に向けた市町村教委との連携やICT活用の推進 ・教育活動全体を通じた、道徳性を養う教育を充実 ・人と動物の健康、環境の健全性を一体として捉える「ワンヘルス」の理念に基づき、自ら健康や環境を適切に管理していく能力を育成 ・学校、家庭、地域、関係部局・機関が連携し、食育・地産地消を推進 ・県民の教育ニーズに応えられる学校の体制整備を推進	①学力の向上
			②豊かな心の醸成
			③人権意識の醸成
			④健やかな体の育成
			⑤食育の推進
			⑥教育環境の整備・充実
4 こどもの成長を支える環境の整備	・インターネット上にこどもを取り巻く有害情報が氾濫 ・こどもが犯罪等の被害を受けた場合、その後の成長に大きな影響。国では、こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）を導入 ・令和3年に戦後最少となった刑法犯少年数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準に再び増加	・こどもの安全・安心なインターネット利用環境を整備 ・防犯ボランティア等と連携し、社会全体での防犯を推進。性暴力被害に対する総合的な支援の実施 ・こどもを事故から守るための環境整備やこどもへの啓発の推進 ・非行防止に向けこどもの判断力や実践力を高める取組を推進	①インターネット適正利用の推進
			②犯罪被害・性暴力等からこどもを守る環境整備
			③安心して外出できる環境づくり
			④非行の防止と自立支援
5 グローバル社会で活躍を目指すこどもの応援	・世界情勢がめまぐるしく変化する中、グローバルな舞台で様々な人々と通じ合い、新しい価値観を創造する力が必要 ・県民意識調査では、海外留学や海外で仕事をしたい小・中学生は2割台、高校生は3割台。意向がない理由は「語学に自信がない」が小(63.5%)、中(73.0%)、高(65.1%)とも第1位	・海外との交流に意欲のあるこどもへの様々な学びや体験、交流の機会の提供 ・英語でのコミュニケーション能力の向上等に向けた、様々な国際交流の機会の拡大	①世界にはばたくこどもの応援
			②異文化理解力と外国語能力の向上
6 こどもの新たなチャレンジの応援	・急激に変化する社会の中で、こどもが自立して生き抜くため、社会を支える意志と実践力を持ち、既存の発想にとらわれず、多様な価値観を持った人々と協働しながら、課題を解決する力が重要 ・少子高齢化等の社会状況により、文化芸術の担い手不足が指摘。次世代の競技者や芸術家を応援する取組は地域活性化の観点からも重要	・自分の個性や能力に気づき、さらに伸ばすための取組を推進 ・地域全体で、将来、様々な分野でリーダーとなる人材を育成 ・スポーツ、芸術の世界で活躍をめざす次世代の競技者や芸術家を応援	①個性や能力を伸ばそうとすることこどもの応援
			②次世代のリーダーとなるこどもの応援
			③次世代の競技者や芸術家の支援
			④様々な分野で担い手となるこどもの応援
7 若者の社会的自立を支える取組の推進	・社会的自立には、早い段階から社会への関心・興味を高め、主体的に将来のキャリアを考え、必要な能力・態度を身に付けることが必要 ・県民意識調査では、将来の転職や起業を肯定する高校生が前回調査より増加(R2:37.6%→R5:52.2%)。一方、進路選択の基準に迷う高校生も増加(R2:40.5%→R49.8%) ・本県の新規学卒者の就職率は高い一方、就職者の3年以内の離職割合は全国平均を超過	・社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を育て、キャリア発達を促す教育を推進 ・若者の状況や地域ニーズに応じた就労支援、職業訓練の推進 ・県立大における地域社会の発展に貢献できる人材の育成 ・進路未定の中退者等、困難を抱える若者を支援機関につなぐ相談体制を充実	①キャリア教育の推進
			②若者の就労支援の充実
			③高等教育の修学支援、高等教育の充実
			④進路等相談体制の充実

中項目における現状と課題、施策の方向について

資料3

中項目	現状と課題	施策の方向	小項目
8 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進	・こどもの健やかな成長のため、全てのライフステージで、地域や成育環境によって格差のない、遊びや体験活動の機会の創出が必要 ・地域社会を支える人材を育てるには、社会や地域に関心を持ち、地域・福祉活動等のボランティア活動を通じ様々な分野で貢献することもの育成が重要 ・性別にかかわらずこどもの様々な可能性を広げることが重要	・様々な体験学習や体験活動の充実 ・ボランティア等への社会参画の推進 ・女子中高生などへ将来のキャリアデザインに係る啓発等の実施	①遊びや体験活動の推進
			②社会参画の推進
			③こどもの可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消
9 居場所づくりの推進	・全てのこどもが、自己肯定感を高め幸せな状態で安全で安心して過ごせるよう多くの居場所（場所、時間、人との関係性全て）が必要 ・不登校や児童虐待などさまざまな困難を抱えるこどもの居場所が必要 ・女性の就労拡大に伴い、放課後児童クラブについて「小1の壁」や待機児童などが課題	・こどもに必要な居場所の情報の提供 ・学校や家庭に居場所がないこどもが安心して過ごせる居場所など、多様な居場所づくりの推進 ・放課後にこどもが安心して過ごせる居場所づくりの推進	①全てのこどもの健やかな成長につなげる居場所づくり
			②様々なニーズや特性をもつこどもの居場所づくり

Ⅲ きめ細かな対応が必要なこどもへの支援

1 児童虐待の防止	・R4年の児童虐待相談対応件数は12,332件で、R元年の9,211件と比較して134%と、年々増加 ・児童虐待は、こどもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、著しい場合は死に至らしめる、最も重大な権利侵害 ・児童虐待の予防のためには、育児に不安を抱えているなど、支援が必要な妊産婦に対して妊娠初期から支援することが必要	児童虐待からこどもの命と権利を守るため、相談支援体制の充実や関係機関との連携強化を図り、児童虐待の未然防止や早期発見、適切な保護の実施	①児童相談所の相談体制の強化
			②市町村と関係機関との役割分担及び連携の推進
			③発生予防から再発防止までの総合的な施策の実施
2 社会的養護の充実	・虐待などの様々な理由により自分の家庭で暮らせないこどもの健やかな成長や発達を保障するため、こどもの最善の利益を優先しながら、家庭と同様の養育環境での継続的な養育を推進 ・ファミリーホームの数は、6か所（H30）から13か所（R5）に増加、里親委託率も向上したが、目標には未達	こどもの最善の利益を守るため、こどもの意見を十分に勘案し、きめ細かな支援を実施	①こどもの権利擁護の強化
			②家庭と同様の環境における養育の推進
			③こどもの自立支援の推進
3 貧困の状況にあるこどもへの支援	・直近のこどもの貧困率（全国値）は減少（H30:14.0%→R3:11.5%）しているものの、9人に一人が貧困の状態 ・県民意識調査では、過去1年間に経済的な困窮で食品が買えなかった経験がある子育て家庭は「よくあった」3.7%、「時々あった」7.1%の合計で10.8% ・生まれ育った環境に左右されず、活躍できるよう、こどもの成長段階や家庭環境に応じたきめ細かな支援を行うことが必要	・こども本人の進学意欲等に応じた、学習支援の実施 ・支援団体と連携したこどもへの食品の提供 ・貧困状態にある子育て世帯の経済基盤の確保のため、保護者の就労自立や生活の下支えのための支援の実施	①こどもの教育に関する支援
			②こどもの生活の安定のための支援
			③保護者の就労支援
			④経済的支援
4 ひとり親家庭への支援	・母子世帯の平均年収額は276万円（父子469万円）、年収300万円未満の世帯が約6割（父子：約2割）と経済的に厳しい状況 ・ひとり親の就業割合は、母子・父子ともに9割超。一方、正社員・正職員の割合は、母子世帯は50.5%（父子世帯の72.6%） ・R3の県調査では母子の養育費の需給率は32%に止まる一方、民法改正により今後請求権の実効性が向上する予定	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、生活と子育ての支援、就業支援、経済的支援、養育費の確保を柱とした総合的な自立支援策の推進	①生活と子育ての支援
			②就業支援
			③養育費の確保支援
			④経済的支援
5 障がいのあるこどもへの支援	・こどもの障がいの重度・重複化、多様化により、適切な保健・医療、福祉サービスや教育の実施が必要 ・R5年の特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒はそれぞれ6,834人、19,491人、通級による指導を受けている児童生徒は5,062人で年々増加	障がいのあるこどもと家族に対する、保健・医療・保育・教育等の関係機関と連携した、乳幼児期からの効果的な支援を提供する体制の構築	①障がいのあるこどもの育成
			②特別支援教育推進体制の整備
6 いじめ、不登校、ひきこもり等に対する取組の推進	・R4年の不登校の児童生徒数は16,284件とR元年の10,018件から163%増で、年々増加 ・登校できない児童生徒への学習支援や特性に応じた社会的自立に向けた支援が重要 ・近年、様々な要因から青少年の一部がひきこもりとなる状況 ・ひきこもりに至った要因と将来も考慮した息の長い支援が必要 ・R4年のいじめの認知件数は16,587件と、R元年の12,143件から137%増で、増加傾向。長期間の不登校といった重大事態を防ぐためには、早期対応が必要 ・令和5年の県内の20歳未満の自殺者数は47人と過去最多であり、令和元年の21人から224%増。自殺を防止するための取組強化が必要	・SCやSSW等の専門家と連携した不登校の子どもの個々の状況に応じたきめ細かな支援の実施。多様な教育機会の確保による社会的自立への支援の充実 ・「ひきこもり地域支援センター」における本人や家族からの相談対応及び市町村や地域の関係機関と連携した支援のためのネットワークの構築 ・知事部局と教育委員会が連携し、早期の対応、関係機関との連携等により、いじめの防止・解消を推進 ・相談窓口の設置や支援機関との連携により、自殺対策を推進	①いじめの防止
			②不登校等に対する取組の推進
			③ひきこもりに対する取組の推進
			④自殺対策

中項目における現状と課題、施策の方向について

資料3

中項目	現状と課題	施策の方向	小項目
7 ヤングケアラー、性的マイノリティ、外国人のこども等への支援	・子ども・若者育成支援推進法の改正により、地方公共団体におけるヤングケアラーへの支援が努力義務化 ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に対する理解を深めることが必要 ・外国人のこどもや帰国児童生徒の増加を受け、個々の状況に応じた支援が必要	・ヤングケアラーの早期発見から適切な支援につなぐための市町村における学校や関係機関との連携体制の構築 ・学校等での人権教育を通し、多様性に対する理解等を進め、性的マイノリティのこどもへのきめ細かな対応を推進 ・日本語指導を必要とする外国人のこども等の個々の状況に応じた支援のため、学校の指導体制や市町村の体制づくりを支援	①ヤングケアラーへの支援
			②性的マイノリティのこどもへの支援
			③外国人のこども等への支援

IV 結婚・子育ての夢や希望をかなえ、こどもを安心して産み育てることができるための支援			
1 次代の親の育成	・こどもが、自らのライフデザインを描けるよう、結婚や子育てについての理解を深める取組が必要	○学校や地域で結婚や子育てについての理解を深める取組の推進	(小項目なし)
2 若い世代の生活の基盤の安定への支援	・少子化の要因である未婚化・晩婚化が進む中、若い世代が所得や雇用への不安から、将来展望を描けない状況 ・県民意識調査では、結婚年齢上昇の原因として「収入が低い、貯蓄が足りない」と考える県民が多い(56.3%で第1位)	・若者一人一人の状況等に応じたきめ細かな就労支援 ・不本意な非正規雇用状況にある労働者の雇用の安定と質の向上を推進	①きめ細かな就職支援
			②所得向上に向けた支援
3 出会い・結婚応援の推進	・県民意識調査では、「できるだけ早く結婚したい」「いずれ結婚したい」の合計は46.3%、「一生結婚するつもりはない」は16.5% ・独身でいる理由のうち「適当な相手にまだめぐり会わないから」で51.9%で第1位 地域全体での結婚を応援する機運を醸成するとともに、結婚を希望する人に出会いの機会の創出が必要	○「出会い応援団体」の登録拡大を図り、地域社会全体で結婚を応援する気運の醸成 ○AIの活用や企業・団体間の出会いイベントの働きかけなどによる、多様な出会いの場の提供	(小項目なし)
4 子育て世帯の経済的負担の軽減	・県民意識調査では、理想のこども数を持たない理由として「こどもを育てるのにお金がかかる」が53.2%で第1位、また、こどもを健やかに生み育てるために期待する施策として「子育てのための経済的支援の拡充」が31.9%で第1位 ・こどもの健やかな成長のために、子育て当事者が経済的な不安等を抱くことなく、こどもに向き合えるようにすることが必要	・子育てや教育に係る負担を軽減するための経済的支援の実施 ・ひとり親家庭や障がい児のいる家庭、生活に困窮している子育て世帯等の生活を下支えするための経済的支援の実施	①全ての子育て家庭への経済的支援
			②きめ細かな対応が必要な家庭への経済的支援
5 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり	・県民意識調査では、男女が共に子育てを行うために必要なこととして、「労働時間短縮や育児休暇・休業制度の普及」が44.5%で第1位、「性別による固定的な役割分担の意識を改める」が34.9%で第2位 ・総務省「社会生活基本調査」では、本県の男性の家事・育児などの家事関連時間は全国平均未満、男女の差は依然として大きい状況	・企業における子育てを応援する気運の醸成や男性の育児休業取得の促進 ・育児中の柔軟な働き方ができる制度の導入支援やワーク・ライフ・バランスの推進 ・男性の家事・育児への主体的な参画を進め、女性が能力を発揮できる職場づくりの推進	①働きながら子育てできる環境づくり
			②働き方改革の推進
			③職場・家庭における男女共同参画の推進
6 地域、家庭でこどもを育む環境づくり	・少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や悩みを抱える家庭が増加 ・家庭における適切な子育てに向けた、保護者への支援が必要 ・住宅価格の高騰により、子育て世帯が住宅を取得しづらい状況 ・子育て世帯がライフスタイルに応じて、安心して生活できる住環境の整備が必要	・子育て応援の機運を醸成するとともに、子育て世帯のニーズに応じた地域の様々な子育て支援を実施 ・家庭教育に係る相談、啓発、情報提供等の支援を実施 ・既存住戸のリフォームや三世代対応住居など、子育て世帯が求める住宅の確保・取得に関する支援を実施	①地域全体でこどもを育てる取組の促進
			②家庭教育支援の充実
			③子育てしやすい住環境づくり